

報道発表



令和7年2月19日
長崎税関

長崎税関における関税法違反事件の取締り状況 —令和6年—

長崎税関は、令和6年の当税関管内における関税法違反事件を取り締まった実績を以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物等の密輸出入阻止に向けての税関の取組み

当税関においては、次の対策に取組み、厳正な水際取締りを実施していく。

- (1)情報や取締・検査機器の有効活用を図る
- (2)警察、海上保安庁、麻薬取締部等の関係機関と取締りに関する情報交換を行う
- (3)国民からの不正薬物等の密輸に関する情報収集の強化を図る

2. 関税法違反事件の主な調査事例

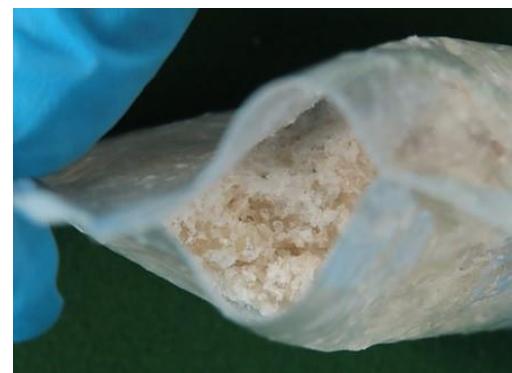
〔事例1〕麻薬輸入未遂事件

(事例の概要)

令和6年9月9日、横浜税関川崎外郵出張所で摘発されたオランダ王国来国際郵便物内に隠匿された

麻薬であるN, α -ジメチル-3, 4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン（別名MDMA）の塩類を含有する結晶状物 50.76グラムの輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、佐賀県警察と共同調査を実施し、同年11月、犯則嫌疑者2名を関税法違反により佐賀地方検察庁に告発した。

(事例の写真)



〔事例 2〕 大麻輸入未遂事件

(事例の概要)

令和 6 年 11 月 17 日、長崎税関佐世保税関支署で摘発された大韓民国来国際クルーズ船旅客の携帯品内に隠匿された

大麻（液状物） 0.31 グラム

の輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、長崎県警察と共同調査を実施し、同年 12 月、クルーズ船旅客である米国籍の犯則嫌疑者 1 名を関税法違反により長崎地方検察庁佐世保支部に告発した。

(事例の写真)



〔事例 3〕 大麻輸入未遂事件

(事例の概要)

令和 6 年 3 月 25 日、長崎税関長崎空港出張所で摘発されたタイ王国来航空旅客の携帯品内に隠匿された

大麻（乾燥植物片） 約 4.972 グラム

大麻（液体物） 約 0.324 グラム

の輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、長崎県警察と共同調査を実施し、同年 4 月、航空旅客である米国籍の犯則嫌疑者 1 名を関税法違反により長崎地方検察庁に告発した。

(事例の写真)



〔事例 4〕商標権侵害物品輸入未遂事件

(事例の概要)

令和 5 年 4 月から同年 10 月までの間、東京税関で摘発された中華人民共和国来航空小口急送貨物内に隠匿された

商標権を侵害する物品（衣類及び靴） 34 点
の輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、熊本県警察と共同調査を実施し、
本年 7 月、犯則嫌疑者 1 名を関税法違反により熊本地方検察庁に告発した。

(事例の写真)



3. 関税法違反事件の告発及び通告処分実績

当税関管内における関税法違反事件の告発及び通告処分^{※1}は、告発 9 件、通告処分 5 件の計 14 件である。

これを犯則種別で見ると、次表のとおり、禁制品輸出入事犯 11 件、無許可輸出入事犯 3 件である。

なお、禁制品輸出入事犯の内訳は、不正薬物事犯 10 件（大麻 6 件、麻薬 1 件、指定薬物^{※2} 3 件）、知的財産侵害物品事犯 1 件（商標権侵害物品 1 件）である。

※1 告発及び通告処分は、他税関で摘発され当税関に引き継がれた事件を含んでいる。

※2 指定薬物とは、いわゆる危険ドラッグと言われるもので、中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有し、
人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、「医薬品、医療機器等の
品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されているもの。

犯則種別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	前年比
禁制品輸出入事犯	6	9	6	9	11	122%
関税脱税事犯	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入事犯	6	1	-	5	3	60%
その他事犯	3	-	-	1	-	全減
合計	15	10	6	15	14	93%

4. 関税法違反事件の摘発実績

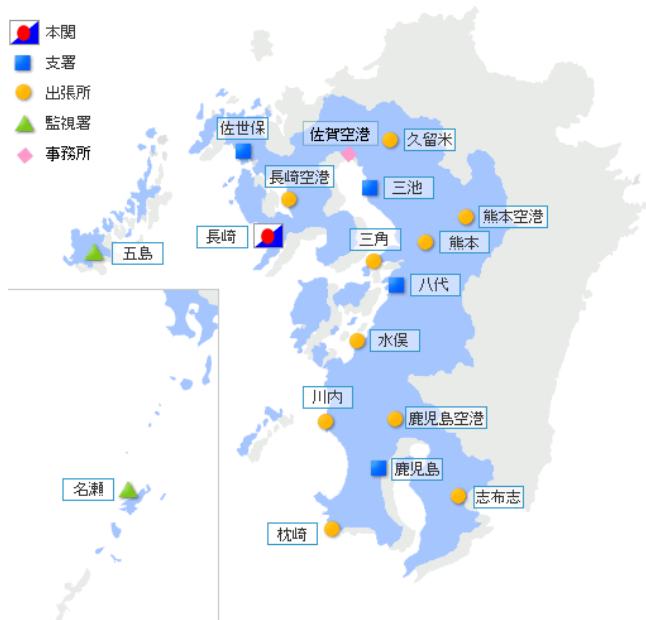
当税関管内における関税法違反事件の摘発については、覚醒剤事犯 1 件、大麻事犯 3 件、麻薬事犯 1 件、指定薬物事犯 1 件、無許可輸出入等事犯 17 件の計 23 件である。

態様別	年	年					前年比
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
覚醒剤	件	-	-	-	-	1	全増
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	35	全増
大 麻	件	-	-	-	1	3	3倍
	g	-	-	-	1	6	6倍
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
麻 薬	件	-	-	-	-	1	全増
	g	-	-	-	-	0	全増
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	-	-	-	-	1	全増
	g	-	-	-	-	0	全増
MDMA 等	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	-	-	-	-	1	-
	g	-	-	-	-	5	-
無許可輸出入等	件	11	2	4	16	17	106%
	g	0	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	35	全増
合計	件	11	2	4	17	23	135%
	g	0	-	-	1	12	12倍
	錠	-	-	-	-	35	全増

※上表は、前記 2 「関税法違反事件の告発及び通告処分実績」とは一致しない。

※数量 (g) は、端数処理している。

5. 参考 (長崎税関管轄区域)



(※)「長崎税関管轄区域」: 長崎県（壱岐、対馬を除く。）、福岡県及び佐賀県のうち有明海に近接する地域（久留米市、大牟田市、佐賀市、鳥栖市等）、熊本県、鹿児島県

広報担当	長崎税関総務部税関広報広聴官 電話 095-828-8606
------	-----------------------------------